

ヨーロッパにおける夫婦財産制 — 抵触法及び実質法における統一への展望

ニーナ・デトロフ

ボン大学ドイツ・ヨーロッパ・国際家族法研究所教授

〔日本語要約〕 林 貴美
はやし たかみ

同志社大学法学部教授

本稿では、ヨーロッパにおける夫婦財産制に関する抵触法及び実質法における統一の動き、そしてその展望を検討するものである。契約法に関しては、EU 域内市場における法の相違を取り除くため抵触法及び実質法の統一に向けた動きがみられるが、それと同様の動きが、家族法、特に夫婦財産制についてみられる。本稿では、まず、各国国内実質法及び抵触法上の夫婦財産制を比較法的観点から概観する(Ⅱ)。そして、抵触法の統一への動きとして2011年3月16日の夫婦財産制の領域における管轄、準拠法、裁判の承認・執行に関する欧州理事会の規則提案(以下、ローマⅣ規則提案)を(Ⅲ)、これに続き、実質法の統一への動きとしてヨーロッパ家族法委員会の作業や2010年2月4日のドイツ・フランス間の夫婦財産制に関する条約を取りあげ(Ⅳ)、最後にこれら一連の動きを総括する(Ⅴ)。

ヨーロッパ各国の実質法上、夫婦財産制は非常に多岐にわたっている。法定夫婦財産制として最も広く普及しているのは、後得財産共同制である(ロマン法圏に属する中央及び東ヨーロッパ諸国)。各国で細部において相違はあるが、婚姻中夫婦が各々または共同で有償取得した財産を夫婦の共同財産とする制度である。他方、夫婦別産制を原則として、婚姻の解消時に初めて他方の財産への(債権的または物権的な)請求権を認める法制も多い(ドイツ、ギリシャ)。これに対して、夫婦財産制を有さず、離婚時に裁判所が金銭的調整を行う法制もある(イングランド)。さらに、大陸法系諸国では、法定財産制とともに、夫婦財産契約を認めるのが通常である。

抵触法上も各国夫婦財産制に関する規律は様々である。1978年の夫婦財産

制の準拠法に関するハーグ条約は、常居所地法主義を採用するが³、わずか3か国で発効しているのみである。大陸法系諸国では本国法主義が支配的である。当事者自治についてはこれを認める国が非常に多い。

2011年3月には、欧州委員会によりローマⅣ規則提案が上程された。本稿では、特にその連結方法と適用範囲を検討する。規則提案では、移住する夫婦が増加している状況を考慮して当事者自治を強化するとともに、客観的連結においては国籍よりも常居所を優先する。このような連結方法は、近時、離婚や扶養に関して成立したEU規則の連結方法とも一致する。規則提案の問題点としては、以下の2点を指摘できる。第一に、適用対象とする夫婦財産制を「あらゆる財産法上の関係」と広く定義したことである。日常家事債務に関する夫婦の連帯責任のような夫婦財産制と婚姻の一般的効力の準拠法のいずれの適用範囲に含まれるか不確かな事項について、条文または前文で規則の適用範囲に含まれるか否かを例示することが望ましい。第二に、準拠法選択の簡易すぎる方式である。夫婦財産制に関する準拠法選択が当事者に及ぼす影響の大きさに鑑みると、その意義を当事者に理解させ、また弱者を保護するためにも、法的助言を得る機会を保障すべきである。なお、婚姻の概念については規則提案では定義づけられていないが、各国国内の状況を顧慮すると、婚姻概念の解釈は欧州司法裁判所の責務であろう。

実質法の統一に向けた動きとしては、二つあげられる。まず、欧州家族法委員会の活動である。同委員会は、各国国内法の改正やモデル法としての提案に資するように、欧州家族法の基本原則を各分野ごとに打ち出している。現在の作業の対象は夫婦財産制である。もう一つの着目すべき動きは、ドイツ・フランス間の選択的夫婦財産制に関する条約である。本条約により、両国の従来の夫婦財産制の類型に両国共通の新しい類型が両国の民法に加えられた。各国の国際私法を通してドイツ法またはフランス法が夫婦財産制の準拠法となる場合に、夫婦が夫婦財産契約を締結し、両国に共通するこの夫婦財産制の類型を選択することで法の抵触を回避することができる。

統一的な抵触規則を作る目的は、増加する涉外事案において準拠法の予見可能性を高めることである。そのために、当事者自治を第一次的ルールとし、客

親的連結においても国籍より常居所を優先させている。このような常居所への連結は、法廷地法の適用を導き、法適用を簡単にするという利点もある。しかし、ローマⅣ規則提案では原則として不変更主義が採用されたため、婚姻後に夫婦が移住することにより、婚姻締結時の夫婦の同一常居所地法である外国法が準拠法として適用されることも少なくないであろう。困難で費用のかかる外国法の適用という問題点は、実質法上統一された法を当事者が選択できるようにすることによって改善することができよう。

この点、実質法における法統一に関しては、かつては、ヨーロッパ夫婦財産制という新たな夫婦財産制の類型の創設が主張されたことがある。立法管轄の問題はあるものの、EU法による解決が望ましいとも思われた。そういった中、前述のドイツ・フランス間の選択的夫婦財産制に関する条約は、新たな方向性を示すものである。同条約には他のEU加盟国が加入することもでき、さらに選択し得る夫婦財産制の類型を増やすことも可能である。これが発展し、二国間条約から統一的なヨーロッパ夫婦財産制が構築されるところもありえよう。しかし、このような形での法統一には、EU法による解決と比較して、妥協の未成立した二国間条約による選択的夫婦財産制が他国にとっても事理にかなったものであるかという点で、また各国での統一した法の適用の難しさ、さらに将来的に成立し得るEU規則との適用範囲の齟齬といった問題点が考えられる。それにもかかわらず、国際的なカップルには、夫婦財産制に関する準拠法の選択を認めるのみでなく、それを超えて実質法上統一された夫婦財産制の選択をも認められることが望ましいと考える。

なお、本稿は、Bernd von Hoffmann 教授（トリア大学名誉教授）の古稀記念論集（Kronke/Thorn (Hrsg.), Grenzen überwinden - Prinzipien bewahren, Festschrift für Bernd von Hoffmann zum 70. Geburtstag (2011)）に献呈した論文を、出版社の承諾を得て、国際私法年報 14号に寄稿したものである。